

マイナンバーカード普及率

上ノ国町

9.2%

(4,733人中約436人)

*令和元年11月1日現在

全 国

14%

(1億2,744万3,563人中
1,783万5,498人)



特集

利便性高まる マイナンバーカード 今申請を!



から始まった個人番号カードことマイナンバーカードですが、役場での手続きの簡素化や身分証明書としての役割のほか、今後も様々な機能が付与され、利便性が高まっていくこととなります。

しかし、いざ手続きの際に『今欲しい』と思つても『すぐには』作れません。今月は、マイナンバーカードの利便性に焦点をあてて、普及促進のための特集をします。

平成28年（2016年）

マイナンバーは、全国民に割り当てられた固有の番号で、同カードはそれ自体が身分証明書として機能します。

このことから、固有の番号を照らし合わせることで本人確認が容易となり、確定申告などの手続きが簡素化されるほか、インターネット上で確定申告をする際などは、搭載されたICチップ内に組み込まれた情報がオンライン上で電子証明書として使用できます。

なお、オンライン申請を行なうためには、申請時に電子証明書と一緒に申請し、暗証番号を設定する必要があります。また、将来健康保険証として使用する場合にも、電子証明書が必要です。

マイナンバーカードでできること

正直……マイナンバーカードって無くても困らない？

→ 代替手段はあります……でも

マイナンバーカードでできることは上記のとおりですが、カードが無いからといって何かが出来なくなることは今のところありません。

しかし、国は令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用し、令和4年度中に、概ねすべての医療機関で利用できるようにする方針です。

また、電子決済に使用できるポイント付与機能も実装される方向で議論が進められており、様々な行政上のシステムがマイナンバーを中心に統合され、利便性が高まっていくことが予想されます。